

ビジネスチャットツールの導入に係る仕様書

1 事業目的

本事業は、堅牢なセキュリティ環境下における職員間の迅速な情報共有基盤を確立することを目的とする。行政情報の機密性を確保しつつ、組織の垣根を超えたコミュニケーションを活性化させることで、業務の効率化ならびに市民サービスの質的向上を実現する。具体的には以下の要件を達成するものとする。

- ・セキュリティの確保 : 高度なセキュリティ機能により、個人情報および行政データの保護を徹底する。
- ・運用管理の最適化 : 利用者管理や権限設定の高度化により、組織規模に応じた柔軟かつ統制の取れた運用を可能とする。
- ・安定性の担保 : 充実したサポート体制のもと、持続的かつ安定したサービス使用環境を確保する。

2 契約期間等

履行期間は契約日～令和11年6月30日まで

チャットツールの利用期間は令和8年7月1日～令和11年6月30日まで

3 システム使用想定

今回導入するビジネスチャットツールについて和歌山市における使用想定地は、次のとおりとする。

(1) 使用対象となる場所

庁内・庁外に限らず、ネットワーク環境が整っている場所すべて。

(2) 本システム使用手順

ビジネスチャットツールの使用手順は次のとおりとする。

ア デジタル推進課（以下「管理課」という。）が一括して事前にアカウント登録を実施。

イ 和歌山市情報ネットワークシステム及びきいねっと（共にインターネット環境）に接続されたパソコン及び管理課が許可した個人用モバイル端末を用いて Web ブラウザもしくはインストール済みアプリケーションから接続。

ウ 使用課の職員は、管理課から発行された ID、パスワードを使って本システムにログインする。

(3) 和歌山市の使用環境

ア パソコン

和歌山市情報ネットワークシステムに接続されたパソコン

OS : Windows11

ブラウザ : Microsoft Edge

イ モバイル端末

管理課が許可したモバイル端末

OS：iOS 及び Android

(4) 運用イメージ

使用者は全庁で上限 3,000ID とする。なお、使用に際しては、個人ごとの ID、パスワード等（以下「使用者 ID」という。）を使用課ごとに、管理課が発行する。

なお、人事異動時期（3月下旬～4月上旬）の一時的な ID 超過（退職者・採用者の重複分）については、月額費用の課金対象に含めないこと。※上限 3,000ID の例外

4 機能要件

Web ブラウザもしくはモバイルアプリ（Android、iOS）により、以下の機能要件を満たすサービスであること。

(1) メッセージ送受信機能

ア 選択したユーザーとの 1 対 1 のトークルーム、もしくは複数人でのグループトークルームを作成し、メッセージを送受信できること。

イ メッセージはテキストのほか、スタンプ、画像、動画、ファイルに対応できること。

ウ 送信者が送信済みメッセージを削除できること。

エ 動画やファイル等の添付ファイルは管理者が許可した形式のみとできること。

オ メッセージ作成時にメンションを付け、送信先に知らせることができること。

カ モバイルアプリにおいては、位置情報を送信できること。

キ メッセージ受信時にリアクションボタンで意思表示ができること。

ク 自分専用のメモルームを作成できること。

ケ 送信先がオフラインの場合も送信可能であること。

コ トークルームを作成する際、送信先を氏名、組織等、複数のユーザカテゴリから検索できること。

サ メッセージ検索時はテキスト、メンション等で検索できること。

シ よく使うトークルームを探しやすいような工夫がされていること。

ス グループトークにおいて、既読数、既読者表示、既読者毎の既読日時が確認できること。

セ グループトークにおいて、1 グループに 1,000 名以上をユーザー追加できること

(2) 通話機能

ア 1 対 1 の音声通話ができること。

イ 複数人との音声通話ができること。

(3) 一斉通知機能

ア 通知作成のテンプレートが準備されており、かつユーザーが独自テンプレートを 10 件以上作成でき、対象者を選択し一括した通知を作成できること。

イ 運用想定である 3,000 ID に一斉に通知が送信できること。

- ウ 送信した通知について、既読状況を確認できること。
 - エ 通知の結果を CSV 形式でダウンロードできること。ただし、モバイルアプリの場合は管理者が許可した時のみとすること。
 - カ 動画やオフィスファイル等のファイルを送信できること。
- (4) 新着通知機能
- ア メッセージ/一斉通知の受信をプッシュ通知できること。
 - イ 新着通知をオンオフできること。ただし、オフの場合に自分あてのメンションの場合は通知できて良いものとする。
 - ウ 複数のアカウントが設定されている場合でもプッシュ通知を受信できること。
- (5) 連絡先機能
- ア 管理者が登録したユーザーのみ表示できること。
 - イ ユーザー情報として氏名、組織等を表示できること。
 - ウ よく使うユーザーをお気に入り追加・削除できること。
 - エ 連絡先からトークルームを作成できること。
 - オ 連絡先から音声通話ができること。
 - カ 氏名、組織等からユーザー検索ができること。
- (6) 環境設定機能
- パスワードの変更ができること。
- (7) セキュリティ機能
- ア ユーザーは管理者が登録したアカウントでログインできること。管理者が登録したアカウント以外は使用できないようにすること。
 - イ 端末-サーバー間の通信は TLS/SSL で行い、盗聴を防止すること。
 - ウ トークルーム等のスクリーンショットを検知し、スクリーンショットをした旨を送信できること。
 - エ ユーザーごとにアプリの機能および表示内容を制限できること。
 - オ モバイルアプリ使用開始時には管理者に対して端末承認依頼を行い、承認された端末のみアクセスできるようにすること。
 - カ ログアウトを行った際、モバイルアプリ内のデータを消去すること。
 - キ 管理者がアカウントを削除した場合、モバイルアプリは強制ログアウトし、アプリ内のデータを消去すること。
 - ク 管理者がモバイル端末情報を削除した場合、モバイルアプリは強制ログアウトし、アプリ内のデータを消去すること。
 - ケ モバイルアプリでは管理者により、端末内にデータを残さない設定を行えること。
 - コ 管理者が指定した回数以上連続でログインを失敗した場合、ログイン不可とできること。
 - サ 規程時間操作がなかった場合、自動でログアウトできること。
- (8) マルチデバイス・マルチログイン機能

ア 異なる端末でも同一のログイン情報を用いてログインできること。

イ Web ブラウザとモバイルアプリで、同一アカウントを同時使用できること。

(9) ダッシュボード機能

ダッシュボードにより登録ユーザー数、データ保存量、アクティブユーザー数、メッセージとファイル送信数/送信したユーザー数を確認できること。

(10) ユーザー管理機能

ア モバイルアプリのユーザーを個別もしくは一括で登録/変更/削除できること。

イ 新規ユーザー作成時にメールアドレスが必須ではないこと。

ウ ファイル添付を不可としたユーザーを作成できること。

エ 端末紛失時など、端末情報を削除することで、モバイルアプリを強制ログアウトできること。

オ 各ユーザーの使用状況を確認し、CSV でエクスポートできること。

カ ユーザーごとの利用端末を一覧で確認できること。

(11) 使用端末管理機能

モバイルアプリ使用における端末情報の管理（端末制限・利用端末確認）ができること。

(12) 環境設定機能

ア モバイルアプリにログインポリシー（パスワードの長さ／アカウントロックまでのやり直し回数／パスコードロックの必須選択等）を設定できること。

イ 使用者 ID 数の上限を切り替えることができること。なお使用者 ID 数とは、使用料の算定基準となる ID 数を示すものである。

(13) メッセージログダウンロード機能

ア 期間を指定して、メッセージのログをダウンロードできること。

イ 期間を指定して、システムメッセージのログをダウンロードできること。

(14) ファイル操作機能

ア ユーザーがファイル（画像・動画含む）を削除できること。

イ 送信日時が古いファイル（画像・動画含む）を手動もしくは自動で管理者が一括削除できること。

ウ データの使用状況と契約量を確認できること。

エ 期間を指定して、ユーザーが送付したファイル（画像・動画含む）を一括でダウンロードできること。

オ ファイル削除の履歴を確認できること。

5 動作環境

(1) モバイルアプリは Android 11 以降、iOS 16 以降に対応できるものとする。

(2) Web ブラウザは Windows OS では Microsoft Edge/Mozilla Firefox/Google Chrome の最新版、Mac OS では Safari/ Mozilla Firefox/Google Chrome の最新版に対応できる

ものとする。

6 システム仕様

以下の要件を満たすシステムを提供すること。

- ・アカウント数：申込ユーザー数分
- ・ファイルアップロード容量：1ファイルあたり10MB以上
- ・データ保存量：組織全体で1TB以上
- ・ファイル閲覧期間：管理者が削除するまで
- ・操作履歴保存期間：2年間以上

7 移行要件

現在本市で使用中のビジネスチャットツールから使用ユーザーの移行を行うため、使用中のビジネスチャットから出力した既存ユーザー情報（3,000件）のCSVを新システムのCSVレアウトに変換し、本市でCSVインポートによる移行作業を実施する

8 運用保守要件

- (1) 管理者からの電話での問い合わせ窓口を設けること。
受付時間は平日開庁日の9:30~17:30（年末年始を除く）を想定。
- (2) 管理者からチャットで問い合わせができること。
受付時間は平日開庁日の9:30~17:30（年末年始を除く）を想定。
- (3) サービス全体の監視については24時間365日行うこと。
- (4) システム障害が発生した際にメール等により管理者への伝達がされること。

9 利用環境の早期提供および準備期間の設定

- (1) 受注者は、必要に応じ、本運用開始日の1ヶ月前までに、本市職員が利用可能なチャットツールの環境（以下「準備用環境」という）を構築し、本市に提供するものとする。
- (2) 準備用環境の活用範囲
本市は準備用環境において、以下の作業を行うものとする。
 - ・ユーザーアカウントの移行および登録設定
 - ・職員への利用周知（操作マニュアルの配布、モバイルアプリのインストール等）
 - ・一斉通知機能等のテスト配信
- (3) 準備用環境を構築した際の提供期間（提供開始日から本運用開始日の前日まで）に係るシステム利用料および保守費用は本契約金額に含むものとし、別途費用は発生しないものとする。
- (4) 制限事項および免責
準備用環境の提供期間中は、以下の条件を適用する。

データのバックアップおよび本運用と同等の SLA（サービス品質保証）は適用外とする。準備用環境で登録したユーザー情報および設定内容は、本運用開始時にそのまま引き継げるものとする。

1 0 非機能要件

一般財団法人日本情報経済社会推進協会におけるプライバシーマーク制度の認定又はこれと同等以上の資格を取得している会社が運用するシステムであること

1 1 使用終了時のデータ削除の要件

使用契約が終了した場合、サービス使用終了後 60 日以内に契約者が作成した情報を消去すること。

1 2 データ保管場所

本システムは、個人情報保護法や自治体ガイドラインに準拠し、高いセキュリティを確保するため、日本国内のデータセンターで運用すること。

1 3 契約の解除

本事業期間中に管理課の運用又は使用課が、提案どおりのシステム使用ができない場合は、事業期間中であっても契約を解除することがある。

解約の条件、料金の支払い方法及び支払いスケジュールについては、契約時に協議することとする。

1 4 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項はメールで担当課長あて提出すること。メールアドレス：
digital@city.wakayama.lg.jp（デジタル推進課長宛）

締切日は入札日（入札日は含まない。）より 5 日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の 17 時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者にメールにて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。質問時のメールに回答先の担当者及びメールアドレスを明記すること。

ビジネスチャットツールの導入契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、ビジネスチャットツールの導入について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は堅牢なセキュリティ環境下における職員間の迅速な情報共有基盤を確立するため、乙が提供するビジネスチャットツール（以下「本ソフトウェア」という。）を使用するものとする。

（本ソフトウェアの使用方法）

第2条 乙は、別紙「ビジネスチャットツールの導入に係る仕様書」の内容に従って本契約を履行しなければならない。

2 前項に明示されていない仕様があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（使用期間）

第3条 本ソフトウェアの使用期間（以下「使用期間」という。）は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までとする。

（使用料）

第4条 本ソフトウェアの使用料（以下「使用料」という。）は、月額 円（消費税及び地方消費税分を除く。）とする。

（使用料等の請求）

第5条 乙は、甲に対し当該月の翌月に使用料の月額並びにそれに対する消費税及び地方消費税分（以下「使用料等」という。）を請求するものとする。ただし、消費税及び地方消費税の算定について、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとする。

（使用料等の支払）

第6条 甲は、前条の請求を受けた日から30日以内に使用料等を乙に支払わなければならない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき理由により本条第1項の規定による使用料等の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは委任し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（委託等の禁止）

第8条 乙は、本ソフトウェアの全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、当該業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は本ソフトウェアの全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該第三者に、この契約に従い、乙が甲に対して負担する義務と同等の義務を負わせる契約を締

結するものとする。

- 3 乙は本ソフトウェアの全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、甲の責めに帰すべき理由がある場合を除き、当該第三者の履行について、乙が自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

(善管注意義務)

第9条 乙は、本ソフトウェアの使用期間中、善良なる管理者の注意をもって本ソフトウェアを提供するものとする。

(使用内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合は、使用内容を変更し、又は使用を一時中止することができる。

この場合において、使用料及び使用期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(使用の一時停止及び中止)

第11条 乙は、次に掲げる場合には、本ソフトウェアの全部又は一部を一時停止し、又は中止することができるものとし、これに対し何ら責任を負わないものとする。

- (1) 使用の場所が保証する程度を上回る天災地変その他の不可抗力が発生し、電力の供給の確保又は通信を優先的に取り扱わなければならないとき、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 乙等によるデータセンターの保守、工事その他のやむを得ないとき。
- (3) 乙等が設置する本ソフトウェア用設備の障害その他のやむを得ない事由が発生したとき。
- (4) 電気通信事業者が電気通信業務を中止したとき。

- 2 乙は前項の規定により、本ソフトウェアの使用を一時停止し、又は中止しようとするときは、一時停止し、又は中止する理由、時期及び期間を甲に通知するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 第1項各号に規定する事由により、本ソフトウェアの提供が一時停止し、又は中止された場合の使用料等は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害のために生じた必要経費の負担)

第12条 本ソフトウェアの使用に際し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により契約期間内に使用の提供を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (3) 第22条第1項に規定する和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守していないと認められるとき。
- (4) 正当な理由がないのに使用を提供すべき時期を過ぎても使用を提供しないとき。
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達す

ることができないと認められるとき。

(6) 第17条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の使用料等は、甲乙協議して定める。

(契約の解除)

第14条 甲は、使用期間中であっても、第13条第1項に規定する場合のほか必要があるときは解除前1か月の予告期間において、契約を解除することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 甲は令和9年度以降において、甲の歳出予算の当該システム使用料について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。この場合において、契約の解除に伴う費用は、甲が負担する。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負

わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第10条第1項により、使用の内容を変更したため使用料が3分の2以上減少したとき、又は使用の中止期間が6か月を超えたとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、これにより使用を継続することが不可能となったとき。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、本ソフトウェアに関する契約における提供内容が、種類または品質に関して契約

の内容に適合しないとき（以下「契約不適合」という。）は、乙に対して相当期間を定めてその修補を請求し、これらとともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による修補及び損害賠償の請求は、甲が契約不適合を知った日から1年以内に、乙にその旨を通知し、かつ、ソフトウェアの提供を受けた日から1年が到来するまでに行わなければならない。ただし、乙が当該契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

（損害賠償）

第19条 甲が乙の責めに帰すべき事由に基づいてとる措置の如何にかかわらず、乙の損害賠償責任は、請求の原因を問わず甲に現実に発生した直接的な損害に対する賠償金額として本契約の料金相当額を限度とする金銭賠償に限るものとする。ただし、損害発生の原因が乙の故意または重大な過失に基づく場合はこの限りではない。

- 2 乙は、いかなる場合にも、本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由により生じた損害、乙の予見の有無を問わず甲の特別の事情から生じた損害、逸失利益、データやプログラムなど無体物の損害及び第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害については、責任を負わないものとする。

（秘密の保持）

第20条 乙は、本契約の履行に関連して直接及び間接に知り得た一切の事項を、使用期間中のみならず、その終了後又は契約解除後も第三者に漏えいしてはならない。

- 2 乙は、本契約で取り扱うすべての情報の秘密保持について第21条から第26条までの規定内容を遵守するとともに、甲がポリシー等で指定する情報セキュリティ管理上の手続及び対策基準を遵守しなければならない。
- 3 乙は、本条で規定する秘密の保持とその情報管理に必要な措置を講じなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第21条 乙は、本契約の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

（ポリシーの遵守）

第22条 乙は、本契約の履行に当たり、ポリシーを遵守しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

- 3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

（目的外の使用及び第三者への提供の禁止）

第23条 乙は、本契約に係る資料及び関連資料（入出力帳票、複写物、各種媒体へ記録されたデータ類等、使用履行過程の作成物及び成果物を含む当該使用に関連した一切の資料をいう。以下「本契約に係る資料等」という。）を、本契約の履行以外の用途に使用してはならない。

- 2 乙は、本契約に係る資料等を、第三者に閲覧させ、提供し、貸与し、又は譲渡してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第24条 乙は、本契約に係る資料等を、甲の許可なく複写し、又は複製品を作成してはならない。ただし、甲の許可を受けて複写し、又は複製品を作成する場合は数量、用途及び作成日時について書面をもって甲に報告しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第25条 乙は、本契約に係る資料等に関し、秘密保持又は契約の円滑な履行に支障をきたすような事故が発生した場合は、直ちに甲にその概要を連絡しなければならない。

2 乙は、前項の連絡後遅滞なくその状況や原因及び影響や対応等について甲に報告するとともに、甲の指示に従いその解決に努めなければならない。

(保管及び廃棄)

第26条 乙は、本契約に係る資料等の保管及び管理については、善良なる管理者の注意をもってあたり、当該資料等の破損、消滅、流出等の事故を防止しなければならない。

2 乙は、本契約が終了し、解除され、又は甲が請求したときは、本契約に係る資料等（甲と乙が協議の上廃棄するものとしたものを除く）を直ちに甲に返却しなければならない。

3 乙は、本契約に係る資料等を廃棄する場合、焼却、溶解、裁断等原形をとどめない方法により処理しなければならない。また、甲が必要と認めた場合には当該廃棄処理は、甲の立会いの下に行わなければならない。

(管轄裁判所)

第27条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(補則)

第28条 この契約の定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）によるほか、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

この契約の証として、この証書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花 正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。